

# 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年1月29日

山形市監査委員 山 川 稔 彦

同 伊 藤 明 彦

同 鈴 木 進

## 記

### 1 定例監査

(1) 監査の対象部課等 財政部 資産税課、納税課

健康医療部 保健政策課

商工観光部 観光戦略課、インバウンド推進室

会計管理者補助組織 会計課

(2) 監 査 の 期 間 令和7年12月2日から令和8年1月27日まで

(3) 監 査 の 範 囲 令和6年度の事務事業の執行状況

(4) 監査委員の除斥

山川稔彦監査委員は、財政部の監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

(5) 監 査 の 結 果

部課等名	監査の結果
財政部 資産税課	指摘する事項はなかった。
財政部 納税課	指摘する事項はなかった。
健康医療部 保健政策課	指摘する事項はなかった。
商工観光部 観光戦略課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 備品の管理において、現物が確認できないものがあった。 ・ 中量ラック（6点）

商工観光部 インバウンド推進室	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 出張について、復命書による復命がされていないものがあった。
会計管理者補助組織 会計課	指摘する事項はなかった。

(6) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(7) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(8) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。